

安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が行う防災活動に必要な経費に対し、予算の範囲内で安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (2) 規約 自主防災組織の名称、目的、構成員等を定めたものをいう。
- (3) 防災計画 自主防災組織の組織編制、活動内容等を定めたものをいう。

(対象組織)

第3条 補助金の交付の対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当する組織のうち、自主防災組織結成届出書（様式第1号）に規約及び防災計画を添付して、市長に提出した組織とする。

- (1) 市内の区を母体とした組織
- (2) 市内の複数の区の連合体を母体とした組織
- (3) 市内の町内会、常会等を母体とする組織で、世帯数がおおむね50以上である組織
- (4) 市内の複数の区、町内会、常会等の連合体を母体とした組織で、世帯数がおおむね50以上である組織

2 前項に規定する自主防災組織において、構成員が重複する場合は、後から結成した自主防災組織は補助金の交付の対象としない。

(対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、事業内容及び対象経費は、別表のとおりとする。ただし、国、県その他の団体から当該対象経費に係る補助金等の交付決定を受けている場合は、対象経費から当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

- (1) 対象事業ごとに対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額
- (2) 65万円から既補助金（補助金の交付を受けようとする年度から起算して過去5年度に交付された補助金をいう。）を減じて得た額

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る予算書
- (2) 規約の写し
- (3) 防災計画の写し

2 前項に規定する申請は、第4条の対象事業の区分ごとに行うことができる。ただし、同一事業についての申請は、1年度に1回までとする。

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申

請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、安曇野市補助金等交付規則第10条の規定による補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る決算書
- (2) 領収書の写し等支払を証する書類
- (3) 防災資機材整備事業を実施した組織にあつては、整備した資機材の写真
- (4) 防災訓練事業、防災啓発事業又は防災資機材維持管理事業を実施した組織にあつては、事業の成果を証する書類
- (5) その他補助金の確定にあたり市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、関係書類を審査し、補助金の額を確定するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(適用除外)

2 この告示は、合併前の穂高町における防災資機材の整備には、この告示の施行の日から平成18年3月31日までの間、適用しない。

(特例措置)

3 前項の規定によりこの告示が適用されない間の合併前の穂高町の区域における防災資機材の整備については、穂高町交通防災事業補助金交付要綱（平成10年穂高町告示第40号）の例による。

附 則（平成18年3月23日告示第49号）

この告示は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月9日告示第43号）

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の安曇野市自主防災組織防災資機材整備補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

(自主防災組織結成届出書の提出の特例)

3 この告示の施行の前日に自主防災組織の結成に関する必要書類を提出し、市長が認めた自主防災組織については、第2条の規定による自主防災組織結成届出書の提出があつたものとみなす。

附 則（平成26年5月20日告示第179号）

この告示は平成26年5月20日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第126号）

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(平成28年度以前に交付された補助金の特例)

2 当分の間、第4条第2号中「過去5年度に交付された補助金」とあるのは、「過去5年度に交付された補助金（ただし、平成28年度以前に交付された補助金を除く。）」と読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

対象事業	事業内容	対象経費
防災資機材整備事業	自主防災組織が、情報伝達、消火、救出救護、避難、給食給水、水防その他防災のための資機材を整備する事業	左記資機材を購入又は貸借により取得する際に要する経費
防災訓練事業	自主防災組織が、防災訓練（情報伝達訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出訓練、炊き出し訓練、資機材操作・点検、消火栓操作訓練、水防訓練等をいう。）を実施する事業	左記事業を実施するために必要な、消耗品費、印刷製本費、食材料費（加工を要しないものを除く）、資機材費、施設や機材等の借上料、外部講師謝金、損害保険料、手数料
防災啓発事業	自主防災組織が実施する防災啓発に資する事業（防災関係資格の取得等を含む）及び防災資料（支えあいマップ等）を作成する事業	左記事業を実施するために必要な、消耗品費、印刷製本費、資機材費、施設や機材等の借上料、外部講師謝金、受講料（教材費等含む）、受験料、資格の登録料、損害保険料、手数料
防災資機材維持管理事業	自主防災組織が、自身が管理する防災資機材の修理や保守等維持管理を実施する事業	左記事業を実施するために必要な、修繕費、委託料、消耗品費、燃料代、手数料